

長崎県看護学会学術集会演題及び抄録作成要領

1. 演題発表形式

抄録応募者は、口演または示説（ポスターセッション）発表のいずれかを希望する事ができる。ただし、演題の内容によっては抄録選考の過程で、抄録応募者の希望以外の発表形式に変更することがある。

1) 口演

(1) 発表時間は7分とする。（質問時間は3分とする）

2) 示説（ポスターセッション）

(1) 発表時間は5分とする。（質問時間は5分とする）

(2) 示説（ポスターセッション）会場の掲示ボードは、1演題につき縦170cm×横90cmとする。

選考結果通知時の配布資料に基づいて、示説（ポスターセッション）発表の掲示物を作成する。

2. 抄録作成方法

- 1) 抄録には原則として、目的、方法（倫理的配慮を含む）、結果、考察及び結論を2000字程度（図表を含む）A4版用紙1枚にまとめ簡潔に記述する。図表は、白黒印刷で判別できる明瞭なものを作成する。
- 2) 抄録3部（本原稿1部、選考用2部）のうち本原稿は、表題、キーワード、発表者名、共同研究者名、所属施設名を明記し、選考用2部は発表者名、共同研究者名、所属施設名を除いたものを作成する。

3. 倫理的配慮とその記述

- 1) 研究対象者へは研究内容及び研究結果の公表等について説明をし、対象者の自由意思で研究参加の諾否が決定され、承諾が得られたかを明記する。対象者の判断能力が低下していると考えられる場合（たとえば重度の認知症、急性期の状態にある精神障害者、重度の意識障害者など）は、本人に代わる重要他者から承諾が得られた旨を明記する。
- 2) 抄録の記述内容で研究対象者が特定できないように、研究対象者へのプライバシーの配慮に努める。固有名詞（当院・当病棟も含む）・写真等を掲載する場合は、研究結果を示すのにどうしても必要な場合のみにし、掲載することで研究対象者が特定できないよう十分配慮し、掲載の承諾を得られた旨を明記する。
- 3) 研究への参加によって、対象者の不利益や負担が生じないように配慮するとともに、その旨を明記する
- 4) 個人情報の取扱いは、個人情報保護法、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な

取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省、2016年）及び所属施設の規定に従う。

- 5) 文献から図・表や本文を引用する場合は、著作権には十分に配慮し、出典を明記する。

※引用順に抄録原稿の引用箇所に肩に¹⁾ ²⁾と番号をつけ、原稿の最後に引用番号順に記載する。

※文献は次のように記載する。日本看護協会ホームページからも参照できる。

(<https://www.nurse.or.jp/>)

【雑誌掲載論文】

著者名：表題名、雑誌名、巻（号）、頁、発行年（西暦年次）。

【単行本】

著者名：書名、発行所、頁、発行年（西暦年次）。

著者名：表題名、編者名、書名、発行所、頁、発行年（西暦年次）。

- 6) 既存の尺度を使用する場合は、作成者から許諾を得ていること、あるいは出典を明記する。

※看護研究を行なう際の、倫理的配慮に関する基本的な考え方については「看護研究における倫理指針」（日本看護協会、2004年）を参考する。

日本看護協会ホームページ（キャリナース看護協会会員専用WEBページ）からも参照できる。

4. 本要領を改訂又は廃止しようとするときは、学会委員会で協議の上変更することができる。